

訪問看護 運営規定

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	杏林堂クリニック
所在地	神奈川県小田原市酒匂3-9-12
連絡先	0465-47-3101
管理者名	院長 金城 瑞樹
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1412310266号
サービス提供地域	小田原市(酒匂・西酒匂・小八幡・国府津・前川・中里・鴨宮・南鴨宮・上新田・下新田・中新田・寿町・東町) その他の地域の方は御相談下さい。

(2) 営業時間

月～土曜日	午前9:00 ~ 午後6:00
月～土曜日	午前9:30 ~ 午後5:30 (サービス提供時間)
定休日	日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、夏季休業(3日程度)

(3) 従業者体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	医師	1名	16名	17名
看護師	看護師	7名	1名	8名
准看護師	准看護師	1名	1名	2名

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 0465-47-3101

担当部署: 看護科

担当者: 米山 由貴江

受付時間: 午前9:00~午後6:00

※ご不明な点はお尋ねください。

公的苦情相談窓口	電話番号
小田原市高齢介護課	0465-33-1827
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	0570-022-110 045-329-3447

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

要介護認定の方

(地域単価：1単位=10.70円)

(1) 利用料金

サービス所要時間	単位	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
30分未満	398単位	4,259円	5,324円	6,389円
30分以上1時間未満	573単位	6,131円	7,664円	9,197円
1時間以上1時間30分未満	842単位	9,009円	11,261円	13,514円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目	単位	基本料金
初回加算	300単位	3,210円
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)	500単位	5,350円
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)	250単位	2,675円
複数名訪問加算 (看護師・看護補助者の場合)	所要時間30分未満の場合	201単位
	所要時間30分以上の場合	317単位
長時間訪問看護加算	300単位	3,210円
退院時共同指導加算	600単位	6,420円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	2,675円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位	64円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<1ヶ月の利用料の目安> (1割負担の方、初回月)

573単位 × 【サービス利用回数】4回 × 0.1 = 合計2,452円

↓

2,452円 + 【初回加算】321円 + 【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】64円 × 4 = 利用料金合計3,029円
(四捨五入の関係で上記金額は目安となります。)

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
有料駐車場代	1回につき	実費請求

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1km毎	20円
-----	------	-----

例：迎えに3km、送りで3km・・・3×20円+3×20円=120円となります。

(4) キャンセル料金

キャンセル料金は頂きませんので、キャンセルの場合はご都合が分かり次第、事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

費用が発生する場合、料金のお支払い方法は、口座自動引落としてお願い致します。引落しは、ご利用月の翌月27日になり、引落とし明細書・前月ご利用明細書などは、引き落とし月の翌月20日までのお渡しとなります。尚、27日が金融機関休業日の場合、翌営業日の引落しとなります。

要支援認定の方

(地域単価：1単位=10.70円)

(1) 利用料金

サービス所要時間	単位	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
30分未満	381単位	4,077円	5,094円	6,121円
30分以上1時間未満	552単位	5,906円	7,383円	8,859円
1時間以上1時間30分未満	812単位	8,688円	10,860円	13,032円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目	単位	基本料金
初回加算	300単位	3,210円
複数名訪問加算 (看護師・看護補助者の場合)	所要時間30分未満の場合	201単位
	所要時間30分以上の場合	317単位
長時間訪問看護加算	300単位	3,210円
退院時共同指導加算	600単位	6,420円
サービス提供体制強化加算(I)	6単位	64円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<1ヶ月の利用料の目安> (1割負担の方、初回月)

552単位 × 【サービス利用回数】4回 × 0.1 = 合計 2,362円

↓

2,362円 + 【初回加算】321円 + 【サービス提供体制強化加算(I)】64円 × 4 = 利用料金合計 2,939円
(四捨五入の関係で上記金額は目安となります。)

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
有料駐車場代	1回につき	実費請求

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1km毎	20円
-----	------	-----

例：迎えに3km、送りで3km・・・3×20円+3×20円=120円となります。

(4) キャンセル料金

キャンセル料金は頂きませんので、キャンセルの場合はご都合が分かり次第、事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

費用が発生する場合、料金のお支払い方法は、口座自動引落としてお願い致します。引落しは、ご利用月の翌月27日になり、引落し明細書・前月ご利用明細書などは、引き落とし月の翌月20日までのお渡しとなります。尚、27日が金融機関休業日の場合、翌営業日の引落しとなります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。

(2) サービスの終了

契約書の第19条・第20条・第21条・第22条に定める通り

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 身体拘束禁止

訪問看護の提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者の生命または身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと

(2) 身体的拘束を行う以外に該当利用者の生命または身体を保護するための手段がないこと

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること 3 身体的拘束等を行う場合は、管理者及び管理者代行を含む3名以上で構成される組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。

担当窓口 杏林堂クリニック 担当者 米山 由貴江 対応時間 午前9時00分～午後6時00分

8 虐待防止のための措置

訪問看護の提供にあたっては、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止に関する指針を整備しています。

(3) 従業者に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(4) サービス提供中に事業所職員又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

担当窓口 杏林堂クリニック 担当者 米山 由貴江 対応時間 午前9時00分～午後6時00分

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症等が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります

(3) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

担当窓口 杏林堂クリニック 担当者 米山 由貴江 対応時間 午前9時00分～午後6時00分

10 業務継続に向けた取組の強化について

(1) 感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し可能な範囲でリハビリテーションを提供できるよう努めます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

11 第三者評価の実施状況

第三者評価機関による評価を実施していません。

付則

平成30年8月1日

令和6年6月1日 変更

令和7年4月1日、施行